3　２の⑵の欄は、「Ｆ３Ｅ　142MHzから162MHzまで」又は「Ｆ３Ｅ　143.54，149.01，149.03，153.33，165.97MHz」のように記載するほか、次によること。 ［⑴　略］ ⑵　第２条第１項第11号の19、第11号の19の２、第11号の19の３、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の３、第54号、第54号の４又は第54号の６に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz（同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅）」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。 ［⑶　略］ ⑷　第２条第１項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の３、第54号若しくは第54号の６に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29、第11号の31、第11号の33、第21号の３若しくは第54号の５に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからシまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。 ［ア～オ　略］ カ　1888.5MHzを超え1916.6MHz以下の周波数 キ～シ　［略］ ［⑸・⑹　略］ ［４～12　略］	3　［同左］ ［⑴　同左］ ⑵　第２条第１項第11号の19、第11号の19の２、第11号の19の３、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第54号、第54号の４又は第54号の６に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz（同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅）」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。 ［⑶　同左］ ⑷　第２条第１項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第54号若しくは第54号の６に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29、第11号の31、第11号の33若しくは第54号の５に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからサまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。 ［ア～オ　同左］ ［新設］ カ～サ　［同左］ ［⑸・⑹　同左］ ［４～12　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第三条の規定による改正前の無線設備規則（次項及び附則第四項において「旧設備規則」という。）第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の八の二の三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備の条件については、第三条の規定による改正後の無線設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

３　この省令の施行の際現に受けている旧設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の八の二の三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

４　この省令の施行の際現にされている旧設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の八の二の三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

５　前項の規定によりなお従前の例によるとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

○財務省令第八十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十五号）第十五条及び第十六条の規定に基づき、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部を改正する省令

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令（昭和三十二年大蔵省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。